

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年2月1日公安委員会規則第1号)

最終改正:平成28年1月29日公安委員会規則第1号

改正内容:平成28年1月29日公安委員会規則第1号

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

昭和60年2月1日公安委員会規則第1号

改正

平成元年3月31日公安委員会規則第3号
平成6年10月28日公安委員会規則第14号
平成7年3月31日公安委員会規則第5号
平成11年2月19日公安委員会規則第1号
平成13年7月17日公安委員会規則第12号
平成13年12月28日公安委員会規則第17号
平成15年4月4日公安委員会規則第5号
平成17年3月29日公安委員会規則第4号
平成24年9月28日公安委員会規則第6号
平成27年3月6日公安委員会規則第4号
平成28年1月29日公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年埼玉県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(午前零時以後風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第2条 条例第3条の2第1項に規定する埼玉県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める地域は、同条第2項に規定するぱちんこ屋等営業を除く風俗営業につき、さいたま市大宮区宮町1丁目、大門町1丁目及び2丁目並びに仲町1丁目及び2丁目の地域とする。

(風俗営業等の騒音の数値を定める地域)

第3条 条例第5条第1項の表備考1に規定する公安委員会規則で定める地域は、一般国道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に規定する一般国道をいう。第5条において同じ。)の境界線から30メートル以内の地域とする。

2 条例第5条第1項の表備考2に規定する公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(モーテル営業となる構造設備)

第4条 条例第9条第1号に規定する公安委員会規則で定める構造設備は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個室に接続する車庫(2以上の側壁(カーテン、つい立て等を含む。)及び屋根を有するものに限る。以下同じ。)の出入口が扉等によって遮蔽できるもの

(2) 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの

(3) 個室と車庫とが専用の通路によって接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第5条 条例第10条の5第1号に規定する公安委員会規則で定める地域は、第2条に規定する地域とする。

(風俗環境保全協議会を設置する地域)

第6条 条例第13条に規定する公安委員会規則で定める地域は、第2条に規定する地域とする。

(条例別表に係る地域)

第7条 条例別表第1種地域の項第1号に規定する公安委員会規則で定める地域は、一般国道の境界線から30メートル以内の第2種住居地域及び準住居地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号の営業に限る。)とする。

2 条例別表第1種地域の項第2号に規定する公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

3 条例別表第5種地域の項に規定する公安委員会規則で定める地域は、さいたま市大宮区仲町1丁目及び2丁目の地域とする。

附則

1 この規則は、条例の施行の日(昭和60年2月13日)から施行する。

2 風俗営業等取締法施行条例に基づく規則(昭和39年埼玉県公安委員会規則第6号)は、廃止する。

附則(平成元年3月31日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成6年10月28日公安委員会規則第14号)

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附則(平成7年3月31日公安委員会規則第5号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、

改正法附則第3条に規定する期間は、改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則第2条第1項及び第4条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成11年2月19日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月17日公安委員会規則第12号）
この規則は、平成13年7月17日から施行する。

附 則（平成13年12月28日公安委員会規則第17号）
この規則は、平成13年12月28日から施行する。

附 則（平成15年4月4日公安委員会規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成28年6月23日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

- 1 新座市あたご3丁目266番1ー1、266番3から6まで、57、58、63から75まで、267番、286番から289番まで、290番1、292番1、296番から298番まで、364番、366番、369番から372番まで、375番、376番、379番、380番、385番、386番、388番、389番並びに1895番の地域
- 2 川越市大字古谷上字江遠島6083番及び大字古谷本郷上組字江遠島1492番の地域
- 3 所沢市大字下富字雪見原1043番、1047番、1053番、1056番、1140番、1142番、1144番及び1146番並びに大字下富字柳野1157番から1159番まで、1161番、1189番から1191番まで、1201番、1208番（1208番5を除く。）、1209番、1253番、1256番、1266番、1272番、1303番、1326番及び1328番並びに大字北岩岡字林前1番の地域
- 4 狭山市大字北入曾字南入間野1508番及び1514番並びに大字水野字松ヶ岡606番並びに大字堀兼字大河内2369番、2370番、2372番、2374番及び2376番並びに大字加佐志字金ヶ崎532番、536番から538番まで、543番及び546番の地域
- 5 坂戸市東坂戸1丁目及び2丁目の地域
- 6 さいたま市岩槻区大字小溝字外耕地1番、2番、8番から27番まで、64番、68番、70番から72番まで、77番、80番、89番から91番まで、93番、97番、107番、112番、113番、116番、127番から129番まで及び140番から162番まで並びに大字小溝字内耕地163番並びに大字小溝字東875番、876番、881番、882番、884番から886番まで、889番、913番、914番、918番、919番、921番、922番、972番、973番、977番及び1047番並びに大字小溝字鳶1548番、1550番及び1551番の地域
- 7 白岡市上野田字宮山477番、529番及び530番並びに上野田字内大町700番並びに上野田字前西ヶ崎736番及び737番並びに下野田字本村1213番並びに下野田字日川宮市1374番並びに下野田字東西大町1375番及び1404番の地域

備考 この表に掲げる地域を示す図面は、埼玉県警察本部生活安全部保安課及び当該地域を管轄する警察署に備え付け、縦覧に供する。